

# 鎌ヶ谷市立第五中学校 PTA 会則

## 第1章 総 則

- 第 1 条 本会は鎌ヶ谷市立第五中学校 PTA といい事務局を鎌ヶ谷市立第五中学校におく。
- 第 2 条 本会は保護者と教職員が協力し、生徒の健全な育成を図ることを目的とする。
1. 本会は教育を本旨とする民主的な教育団体として活動する。
  2. 本会は特定の政党や宗教、または営利を目的とする事業には関与しない。
  3. 本会は学校経営に干渉しない。
- 第 3 条 本会は本校生徒の父母またはこれに代わる保護者、本校教職員(以下、会員という)で構成する。
1. 会員は本会に対し平等の権利と義務を有し、かつ会費を納めるものとする。
- 第 4 条 本会は第2条の目的を達成するため、次の活動を行う。
1. 会員相互の理解を深め、その向上をはかる。
  2. 生徒の生活環境をよくする。
  3. 鎌ヶ谷市社会教育の振興に寄与する。
  4. その他、本会の目的を達成するために必要な諸活動を行う。

## 第2章 役 員

- 第 5 条 本会に次の役員をおく。
1. 会長1名、副会長2名以上、会計3名(うち1名教職員)、書記3名(うち1名教職員)。
- 第 6 条 会長、副会長は総会で承認する。ただし、選出方法については細則で定める。会計、書記は会長が委嘱する。
1. 役員任期は1年とし再任を妨げない。
  2. 欠員補充の任期は残任期間とする。
- 第 7 条 役員任期は次の通りとする。
1. 会長は本会を代表し会務を総括する。
  2. 副会長は会長を補佐し会長に事故があるときは、その職務を代行する。
  3. 会計は総会が決定した予算に基づく一切の会計事務、その他本会の財産を管理する。
  4. 書記は総会及び会議の記録、関係文章の作成、配布、保管にあたる。

## 第3章 会 計 監 査

- 第 8 条 本会に会計監査を2名おく。
1. 会計監査は総会で承認する。
  2. 会計監査は本会の経理を監査し、その結果を総会に報告する。
  3. 会計監査の選出方法については、細則で定める。

## 第4章 総会・運営委員会・専門部会

- 第 9 条 本会に次の機関をおく。
1. 総会、役員会、運営委員会、専門部会
- 第 10 条 総会は、会員全員が参加でき、且つ、議案に対する質問・議案への賛否の意思表示ができる方法による書面およびオンラインシステムを使用して行うことができる。
1. 総会の招集は、招集通知を手交、郵送、またはオンラインを利用して送付する方法等による。
2. 総会の議決は会員の過半数の賛成を必要とする。
3. 未回答および白票は賛成とみなす。
- 第 11 条 総会は次のことを審議決定する。
1. 役員及び会計監査の承認
2. 決算の承認、事業計画及び予算の議決
3. 会則の改正
4. その他、重要事項の審議、並びに議決
- 第 12 条 運営委員会は会長、副会長、会計、書記と各専門部の部長・副部長及び校長、教頭をもって構成し、総会の決定に基づき一般の会務及び緊急事項について協議する。
- 第 13 条 本部会は会長、副会長、会計、書記及び校長、教頭をもって構成する。
1. 役員会は総会、運営委員会等の議案の提示、その他本会に必要な事項について協議する。
- 第 14 条 専門部会は、各学級から選出された学級委員で構成される。  
専門部会は次のことを行う。
- ◇広 報 部・・・会報の発行、その他の広報活動
- ◇校 外 指 導 部・・・生徒の校外における生活指導
- ◇事 業 部・・・学校の環境・福祉に関する活動
- 第 15 条 本会の運営ならびに活動についての細則は、この会則に反しない限り運営委員会の議を経て定めることができる。

## 第5章 経 理

- 第 16 条 本会の経費は、会費及びその他の収入をもってこれにあてる。  
会費は一世帯、年額2,400円とする。ただし、就学援助制度を受けている世帯は、これを免除とする。
- 第 17 条 本会の会計は、総会で決議された予算に基づいて行われる。
- 第 18 条 本会の会計年度は、毎年4月1日にはじまり翌年3月31日に終わる。

### 付 則

この会則は昭和60年1月26日より施行する。

平成25年4月26日一部改正施行

平成31年4月24日一部改正施行

令和5年5月10日一部改正施行

## 会長、副会長並びに会計監査選出に関する細則

- 第 1 条 この細則は鎌ヶ谷市立第五中学校 PTA 会則第 6 条、第 8 条に基づき、運営委員会の議を経て定めるものである。
- 第 2 条 会長、副会長並びに会計監査候補者を指名するときは役員選考委員会をおく。
- 第 3 条 役員選考委員会は会長、副会長並びに会計監査の適任者を選考し、候補者の同意を得て総会に報告し承認を受ける。
- 第 4 条 年度途中における欠員補充は運営委員会の議を経て決定する。
- 第 5 条 役員選考委員会は、運営委員会から選出される役員代表 1 名、各専門部代表 1 名、教職員代表 1 名の計 5 名によって構成される。
- 第 6 条 役員選考委員会の選出は 1 月末日に行い、これを会長に報告する。
- 第 7 条 役員選考委員会は委員の互選により正・副委員長 1 名を選出する。
- 第 8 条 役員選考委員会の委員は候補者になることはできない。ただし、委員を辞退したときはこの限りではない。役員選考委員に欠員が生じたときは、補充することができる。
- 第 9 条 役員選考委員会は 3 月末日までに次期会長、副会長並びに会計監査を推薦し、会長に報告する。
- 第 10 条 役員選考委員会の任務は推薦された会長、副会長並びに会計監査が承認されたときに完了する。

### 付 則

この細則は昭和 60 年 1 月 26 日より施行する。

平成 25 年 4 月 26 日一部改正施行

## 鎌ヶ谷市立第五中学校 PTA 慶弔規定

- 第 1 条 この規定は、この会の規約第 15 条に基づき運営委員会の議を経て定めるものである。
- 第 2 条 この規定は原則として会員及びその家族を対象とする。
- 第 3 条 本校に在職する教職員で転退職があった場合、餞別 2,000 円を贈る。
- 第 4 条 本校に在職する教職員の吉事の場合は、次のように定める。  
1. 結婚した場合、祝い金 5,000 円を贈る。  
2. 本校に在職する教職員またはその配偶者が出産した場合、祝い金 5,000 円を贈る。
- 第 5 条 会員の凶事の場合は、次のように定める。  
1. 本校に在職する教職員が死亡した場合、香典 5,000 円を贈る。  
2. 生徒の父母、またはこれに代わる保護者の会員が死亡した場合、香典 5,000 円を贈る。  
3. 本校の生徒が死亡した場合、香典 5,000 円を贈る。
- 第 6 条 会員の不慮の災害については役員会の議を経て執行する。災害の場合、見舞金 5,000 円を贈る。
- 第 7 条 本校生徒及び教職員が病気やけがで長期にわたる入院をした場合、見舞金 5,000 円を贈る。ただし、長期とは 2 週間以上を示す。
- 第 8 条 該当者からの返礼は行わないものとする。
- 第 9 条 慶弔の意を表するにあたっては、役員会代表が行う。
- 第 10 条 この規定により難しい場合は、役員会の議決により執行する。

### 付 則

この規定は平成 22 年 3 月 1 日より施行する。

平成 25 年 4 月 26 日一部改正施行

平成 31 年 4 月 24 日一部改正施行

令和 3 年 4 月 21 日一部改正施行